

Arts Aid KYOTO(京都市 連携・協働型文化芸術支援制度)補助金FAQ

事業認定型No	分類	質問	回答
1	1 申請手続き	申請書類はどこで入手できますか。	【事業認定型】については、京都市情報館（京都市役所のホームページ）から申請書をダウンロードできます。 ＜【事業認定型】募集ページ＞ https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000302034.html
2	1 申請手続き	申請の方法を教えてください。	【事業認定型】については、所定の様式をメールで送付する形で申請してください。
3	1 申請手続き	申請書類はワードデータのままでよいですか。PDFでないとダメでしょうか。	どちらでも問題ありません。
4	1 申請手続き	提出資料の「これまでの活動実績がわかる書類」として何を提出すればよいですか。	申請者（新設の団体においては、役員など主な構成員）のウェブ上でのイベント情報ページやフライヤーなど過去に行った事業（展覧会、公演、ワークショップ等）の内容が分かる資料をPDF形式A4サイズ3枚以内で添付してください。A4サイズ以上の場合、A4サイズを超えないサイズに縮小するなどして提出してください。
5	1 申請手続き	概算払はできますか？	事業認定型は事業終了前の前払い（概算払い）が可能です。ただし、申請時に概算払いを選択していない場合、採択後に概算払いができませんので御注意ください。
6	1 申請手続き	複数年度にわたる事業の申請について、事業計画書および収支予算書は2年に及ぶ計画の全体を書くのでしょうか。それとも、各年度に実施する内容がわかるように記載もしくは各年度分を提出するのでしょうか。	交付申請書は、交付申請額の欄に各年度の申請額の内訳が分かるように御記載ください。 事業計画書は、実施期間を複数年の期間にしたうえで、各年に実施する内容がわかるよう、事業の内容や実施に向けた事業スケジュールを御記載ください。 収支予算書は、各年度分を作成して御提出ください。2か年の事業であれば、収支予算書は2枚御提出いただくことになります。
7	1 申請手続き	複数年度にわたる事業の申請について、他機関からの補助金・助成金については、特に2年目以降確認が得られませんが、予定で書いても問題ないでしょうか。	予定でお書きいただいても問題ございません。その補助金が年度ごとに申請する性質のものであれば、1年目に御提出いただく申請書等において、2年目以降の分については「〇〇助成金申請予定」などと御記載ください。
8	1 申請手続き	団体名義の口座がなく、主催者個人の口座しかない場合は、どのように申請すればよいですか？	申請者名と補助金を振り込む口座の名義を一致させる必要がありますので、口座名義と一致する個人の方から申請してください。 <u>※旧姓の口座への振込はできませんので、御注意ください。</u>
9	1 申請手続き	団体で申請したいと考えていますが、現在は口座の開設手続き中で、審査に時間がかかり、いつ開設できるか分からない状況です。その場合は、個人で申請すべきですか？また、広報の際の主催者は団体名義で良いですか？	団体名義の口座の開設の見込みが立っていない場合は、お持ちの口座名義と申請者が一致する個人の方から申請してください。なお、事業内容自体は、団体が検討している内容で構いません。また、広報の際の主催者の表示は団体名義で構いません。領収書の名義や口座の名義等、支払いに関する部分は必ず申請者の名義と一致させてください。
10	1 申請手続き	個人で申請し、事業の実施期間中に団体の口座が開設できた場合、途中で団体の口座に変更することは可能ですか？	申請者名と補助金を振り込む口座の名義を一致させる必要がありますので、申請時の口座から変更はできません。

事業認定型No.	分類	質問	回答
11	2 応募要件・対象事業	対象外の事業はありますか？	京都市内で実施する文化芸術事業で、文化芸術の振興に資するもの、かつ不特定多数に公開する目的で実施されるものであれば対象となります（詳細は募集案内参照）。そのうえで、補助期間内に展示や公演、リサーチにおいては報告書の作成・公開や報告会の開催を行うなど、成果を広く公開するものとしてください。
12	2 応募要件・対象事業	京都市内に活動拠点がある者とは？	京都市内に活動拠点がある者とは、京都市内において、現在アトリエ・スタジオ・練習場等の常設の施設を有している者や定期的に発表・公演等を行っている者を想定しています。また、日常的に京都市内施設等で制作・練習等を行っている方も対象です。申請時に、活用内容・実績を御記入ください。
13	2 応募要件・対象事業	日本国外・京都市外に住んでいますが、京都市内での発表歴があり、かつ今回の申請で京都市内で発表を行う予定です。申請資格はありますか？	日本以外に在住されている場合であっても、京都に活動拠点（アトリエや練習場、定期的に公演等を行っている拠点等）があれば申請できます。単発の発表歴があるだけの場合は申請いただけません。
14	2 応募要件・対象事業	年齢制限はありますか？	年齢制限はありません。
15	2 応募要件・対象事業	学生でも申請できますか？	申請可能です。
16	2 応募要件・対象事業	団体に申請する場合、団体の実績が必要ですか？	団体の実績が必要です。ただし、文化芸術事業を実施した実績があるなど、応募要件を満たしている方が主な構成員（代表・役員など）となっていれば、対象となる場合があります。
17	2 応募要件・対象事業	団体の口座を持っていないので、個人で申請することになりますが、その場合、活動実績に記載できるのは、申請者個人の実績のみになりますか？	申請者が参画している団体のものも実績に含むことができます。
18	2 応募要件・対象事業	団体又は個人としての文化芸術活動の実績は過去何年まで遡って認められますか？	実績を証明することが可能であれば、何年前でも構いません。
19	2 応募要件・対象事業	過去に京都市の補助金（Arts Aid KYOTO（事業認定型・通常支援型））を受給していても、申請できますか？	申請可能です。
20	2 応募要件・対象事業	新規で任意団体や実行委員会を立ち上げ、本事業に申請することは可能ですか？	文化事業を実施した実績があるなど、応募要件を満たしている方が主な構成員（代表・役員など）となっていれば、応募可能です。
21	3 応募要件・対象事業	事業認定型及び通常支援型に同じ申請者から、申請を行うことはできますか？また、同じ事業で申請を行うことは可能ですか？	事業認定型、通常支援型に両方申請することは可能です。（同一申請者、同一事業でも可。）ただし、同一事業の場合は、通常支援型と事業認定型で申請・報告する対象経費が重ならないようにしてください。
22	2 応募要件・対象事業	複数の団体が主催となる公演等の申請に当たって、留意することはありますか？	公演等の開催に資金面で責任を持つ団体のうち、いずれか1団体から申請してください。ただし、補助金の振込先となる口座名義や実績報告時に提出する請求書や領収証などの宛名は、申請者と同じ名義である必要があります。また、事業の実施を確認するため、各種広報物には事業の主催者として申請者名を明記してください。

事業認定型No.	分類	質問	回答
23	2 応募要件・対象事業	コンクールやコンペティションも対象事業になりますか？	京都市内で実施され、文化芸術の振興に資するもので、会員や特定の方のみへの公開ではなく、不特定多数に公開されるものであれば対象となります。
24	2 応募要件・対象事業	無料の公演や、入場料を徴取しない展覧会は対象となりますか？	対象となります。
25	2 応募要件・対象事業	入場料を徴収する事業も対象となりますか。	対象となります。
26	2 応募要件・対象事業	アートフェアやオークションは対象となりますか。	特定の個人や団体の営利を目的としたものでなければ、申請は可能です。
27	2 応募要件・対象事業	申請時に、事業に参加するアーティストが確定している必要がありますか？	確定している必要はありません。ただし、審査では実現性があるかどうかポイントになりますので、候補者や、どのようなジャンルの方が参加するのか、調整の状況などを、なるべく具体的に書いてください。
28	2 応募要件・対象事業	プロ向けの支援制度と認識していますが、アマチュアの方とコラボレーションした公演等は対象事業となりますか？	対象です。京都市内で活動実績のある方であればプロ・アマチュアは問いません。また、申請者が応募要件を満たしている場合は、ゲストや出演者として参画する方の京都市内での活動の有無や居住地については問いません。
29	2 応募要件・対象事業	他都市でも実施する巡回公演や巡回展の場合、京都市が含まれていれば対象となりますか。	対象となります。ただし、「京都市内で実施する文化芸術事業」が対象のため、京都市内で実施された内容に関する経費のみ対象経費となります。なお、京都市内での実施事業のために他都市で行ったリサーチの経費（旅費や謝礼等）や制作費は対象経費に含まれます。
30	2 応募要件・対象事業	京都で公演した作品を市外で行う際の経費は対象となりますか？	「京都市内で実施する文化芸術事業」が対象のため、京都市外で行う際の経費は補助対象経費とはなりません。
31	2 応募要件・対象事業	地域の伝統的な祭の保存会ですが、応募資格はありますか？	発表を伴う活動であり、広く市民に公開されるものでしたら、御応募いただけます。ただし、宗教活動を主たる目的とする事業は対象外となりますのでご注意ください。
32	2 応募要件・対象事業	リサーチとはどのような取組ですか。	事業を実施するために必要な事前調査です。インタビューやワークショップ、資料収集、試作・試演を含みます。ただし、報告書の作成・公開や報告会を開催するなど、その成果を広く公開できるものとしてください。
33	2 応募要件・対象事業	オンラインのみで開催する場合、京都市内の自宅やアトリエから発信すれば「京都市内で実施する文化芸術事業」という要件にあてはまりますか。	当てはまります。
34	2 応募要件・対象事業	公演や展覧会を伴わないシンポジウムなどのみの事業、あるいは教育普及プログラムやワークショップのみの事業は対象となりますか。	会員や特定の方を対象としたものでなく、広く公開されるものであれば対象となります。
35	2 応募要件・対象事業	販売促進や宣伝等を目的とした取組は対象となりますか？	一般的な商品の販売促進や宣伝等を主たる目的としたイベントは対象となりません。
36	2 応募要件・対象事業	公演等の回数制限はありますか？	回数制限は設定しておりません。複数公演を一つの申請とすることも可能です。ただし、公演開催日が、当該年度の補助対象期間内（具体的な期間は募集案内をご覧ください）である必要がありますのでご注意ください。
37	2 応募要件・対象事業	出版社（音楽プロダクション）ですが応募できますか。	可能です。ただし、募集案内に記載している要件は満たす必要があります。

事業認定型No	分類	質問	回答
38	2 応募要件・対象事業	出版物及びレコード等について、単に出版・CD制作のみ行う事業でも対象ですか。	補助対象事業である公演（イベント）等に付随して制作する書籍・CD等の制作は対象です。単に出版・CD制作を行うのみの事業についても対象とはなりませんが、これまでの文化芸術事業の実施実績など募集案内に記載している要件を満たす必要があります。そのうえで、大きな利益を上げるためのものではないかなどを申請内容・予算書等で審査させていただきます。申請後に採択・認定された場合、有償で販売するものについては収支決算報告書の収入欄に対象期間内の売上金を記載してください。想定を超える売上があった場合、売上総額と事業全体の経費を比較し、補助金の調整を求めることがあります。
39	2 応募要件・対象事業	申請者が個人の場合、本人への報酬（出演料やフィー）は対象経費ですか。	御本人への支払いは「補助金交付額の50%以下」又は「事業認定期間1日当たり8,000円（税込み）以下」のいずれか低い額以下の金額であれば対象です。
40	2 応募要件・対象事業	申請者が団体の場合、団体に所属する個人への報酬（出演料やフィー）、交通費は対象経費ですか。	団体の代表者への支払については、「補助金交付額の50%以下」又は「事業認定期間1日当たり8,000円（税込み）以下」のいずれか低い額以下の金額であれば対象です。団体の代表者以外の構成員への報酬は対象事業に係る人件費であれば対象経費です。
41	2 応募要件・対象事業	機材等のレンタル料は、対象となりますか？	対象となります。
42	2 応募要件・対象事業	広告費は、対象となりますか？	対象となります。
43	2 応募要件・対象事業	補助金を使ってカタログを作成し販売することはできますか。	補助対象事業である公演（イベント）等に付随して制作するものは可能です。ただし、収支予算書及び収支決算報告書の収入欄に売上金を記載してください。想定を超える売上があった場合、売上総額と事業全体の経費を比較し、補助金の調整を求めることがあります。
44	2 応募要件・対象事業	収入に寄付等が含まれていても問題ないですか？	収支予算書や実績報告書の中で、トータルの収支が合っていれば問題ありません。
45	2 応募要件・対象事業	著しく高額と認められる出演料は対象外経費との記載がありますが、出演料やその他の謝礼金（報酬）に上限額はありますか。	申請団体等の給与と謝礼規定に沿った金額設定をお願いします。一般的なものからかけ離れているような場合は、詳細な説明を求めることがあります。
46	2 応募要件・対象事業	タクシー代やガソリン代、高速料金は対象経費ですか。	タクシー代は「一般助成枠」において、作品等の運搬など公共交通機関の利用が難しい場合のみ対象とします。ガソリン代、高速料金は対象外です。
47	2 応募要件・対象事業	補助金の申請や報告に関する行政書士や税理士、公認会計士への書面作成代行費や経理書面確認費、相談費は対象となりますか？	対象とはなりません。
48	2 応募要件・対象事業	補助対象期間内に請求が発生したものの支払いが補助対象期間外になった場合、補助対象となりますか？	補助対象期間内に請求書が発行されたものについては、支払いの領収書が補助対象期間外となった場合でも補助対象と認めます。ただし、実績報告までに支払完了、領収書等の提出が必要です。
49	2 応募要件・対象事業	申請者が所有する施設の利用料や維持費を経費として計上することはできますか？	できません。
50	2 応募要件・対象事業	補助対象期間前から準備を始めた事業、補助対象期間を超えて実施する事業は、対象となりますか。	補助対象期間前から準備を始めた事業でも、対象になります。ただし、補助対象期間外の支出は、補助対象とはなりませんので御注意ください。また、補助対象期間を超えて実施する事業は、対象にはなりませんので御注意ください。
51	2 応募要件・対象事業	イベントが年度開けてすぐの4月に行われます。その時期にイベントを実施するために寄付集めを前年度中に行いたいのですが、この場合、複数年度として認めてもらえますか。	4月にイベントを実施する必要性が認められる場合は、複数年度の事業として申請が可能です。ただし、事業期間自体が短かったとしても、年度をまたぐ場合は、1年目の実績報告書を御提出いただき、2年目で再度認定の手続きを行いますので、その旨、御了承ください。

事業認定型No	分類	質問	回答
52	2 応募要件・対象事業	複数年度にわたる事業について、年度ごとに申請とのことですが、交付申請書や事業計画書等の必要書類について、内容が変わってなくても、2年目以降再提出しないといけないのですか。	お手数ですが、年度ごとに必要書類を一式御提出ください。少なくとも収支予算書につきましては、1年目の実績等を受けてより具体的かつ精密になることが想定されます。
53	2 応募要件・対象事業	3年の申請が可能な「大規模かつ会場手配などに時間を要する事業」とは具体的にどのような規模のものでしょうか。	案件ごとに状況をお伺いして判断しますので、まず御相談ください。
54	2 応募要件・対象事業	【事業認定型】でクラウドファンディングを実施したいと考えています。どのような手続きが必要ですか。	本市が運用する寄付ポータルサイト「Kyoto Art Donation」で、認定事業に対するオンライン決済での寄付受入れが可能ですので、こちらを御活用ください。詳細はお問い合わせください。
55	2 応募要件・対象事業	お礼の協力や事業進捗の公表とは具体的にどのようなことをすればよいのですか？	寄付者へのお礼の品は、「地場産品であるもの」で「寄付額の3割を超えないもの（10,000円の寄付の場合、3,000円以下のもの）を設定する必要があります。無理のない範囲でのチケットやグッズ等の物品や、体験型レクチャーやツアー（オンラインを含む）、限定公開の動画視聴等の提供を想定しています。京都市が運営する文化芸術に関する寄付ポータルサイト「Kyoto Art Donation」< https://kyoto-art-donation.com/ >内に過去の事例がありますので参照してください。
56	2 応募要件・対象事業	【事業認定型】で予定額に満たない十分な寄付金が集まらなかった場合、申請内容の規模を縮小して実施することは可能ですか？	可能です。変更内容を事務局までメールでお知らせください。内容に応じて変更申請を行っていただく場合があります。
57	2 応募要件・対象事業	認定前に獲得した寄付金も、ふるさと納税の対象となりますか。	既に獲得している寄付金はふるさと納税の対象となりません。
58	3 広報	チラシやウェブサイトにはどのようなクレジットが必要ですか。	AAKのロゴマーク又は補助対象である旨の表記が必要です。 ダウンロード用のロゴデータは以下のページからダウンロードしてください。 URL : https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000302034.html 表記例：京都市「Arts Aid KYOTO」補助事業（英語表記）Kyoto City "Arts Aid KYOTO" subsidized project
59	3 広報	京都市の広報協力はありますか。	京都市文化芸術企画課の公式X(旧Twitter)等で広報します。希望される場合、事業実施日の1週間前までには情報を提供してください。また、京都市の文化芸術に関する寄付ポータルサイト「Kyoto Art Donation」に情報を掲載することもありますので、御協力ください。
60	4 変更	申請した展覧会の期間を延長した場合、補助対象期間も延長できますか。	補助対象期間内（令和7年3月31日まで）の延長であれば変更可能です。速やかに事務局まで御連絡ください。
61	4 変更	事業計画に変更がある場合はどうすればよいですか？	交付決定を受けた後に、事業の内容を変更しようとする場合は、事務局へ必ず御連絡ください。内容によっては計画変更の承認を申請いただく必要があります。ただし、交付決定額の範囲内、事業の目的の達成がより効率的となる変更や、影響が軽微であると認められる場合は、事務局への連絡のみで事業計画変更の申請は不要です。
62	4 変更	影響が軽微ではなく、変更承認申請書の提出が必要となるのは、どのような場合ですか。	以下の場合、必ず変更申請を行ってください。 ・補助事業の中止又は廃止（※） ・補助金額の増額 ・補助対象経費の30%を超える増減 ・その他市長が必要と認める事項 ※ただし、補助事業の実施年度の変更は認めません。また、天災等の場合を除き、原則として事業を中止・廃止することはできません。

事業認定番号	分類	質問	回答
63	4 変更	軽微な変更については報告する必要はありますか。	変更申請が不要な変更であっても、軽微なものを含め、事務局へは事前にメール等で相談してください。 <軽微な変更の例> ・団体名の変更や住所の変更 ・実施時期が1箇月以上前後する場合 ・入場料や参加費の増額・減額 ・実施日数（展示期間や公演日数等）の削減 ・実施場所の変更 等
64	4 変更	事業の計画が変わり、追加経費が必要になった場合、申請すれば増額は認められますか。	寄付の獲得状況に応じて増額可能ですので事務局まで御連絡ください。
65	4 変更	天災や感染症の再拡大による活動自粛要請など、社会的状況によって事業実施が難しい場合、補助金は支払われるのでしょうか。	施設利用予約に係るキャンセル料や事前準備に係る費用は補助の対象となりますが、展覧会・公演等の中止・延期により生じた赤字の補填や、飲食代、生活費には使えません。 ※自己都合によるキャンセル料は補助対象外です。
66	4 変更	事業を中止する場合はどのような手続きをすればよいですか。	原則として事業を中止することはできません。ただし、天災や感染症拡大による活動自粛要請など、交付決定通知後の社会的状況によって実現が難しい場合等はこの限りではありませんので、直ちに御相談ください。
67	4 変更	複数年度にわたる事業の申請について、団体役員の構成が2年目以降変わった場合、「名簿」は再提出する必要がありますでしょうか。	2年目の申請時点で、団体役員の構成が2年目以降変わった場合は申請時点の名簿を再提出ください。
68	5 精算	補助金の支払い時期はいつ頃ですか。また、概算払は可能ですか。	事業終了後、実績報告書を御提出いただき、内容を精査の後、交付確定額通知書をお送りします。その後、請求書を受理してからお振込みまで1箇月程度を予定しています。 事業終了前の概算払が可能です。寄付が集まった分のみになります。概算払を御希望の際は、概算払請求書を御提出ください。
69	5 精算	複数年度にわたる事業について、予算総額1,400万円の事業で、1年目の予算を600万円、2年目を800万円としていたら、1年目に受け取れる補助金額は600万円が限度となるのでしょうか。	お見込みのとおりです。例の場合、1年目に600万円以上の交付申請をしたい場合には、「Arts Aid KYOTO 京都市 連携・協働型文化芸術支援制度補助金交付要綱」第9条に則り、必ず事前に御相談いただいたうえで、事業変更承認申請書（第3号様式）等を御提出いただく必要があります。なお、複数年度にわたる事業としてあらかじめ申請を行っており、認定年度（当年度）の2月末時点で100万円以上の寄付を受けた事業は、翌年度に認定を受けた際、前年度の未交付額（獲得寄付額の7割－補助金交付確定額）と合わせて翌年度に補助金交付を申請できます。
70	5 精算	複数年度にわたる事業について、1年目の補助金の受け取りは、概算払という取り扱いになるのでしょうか。それとも、事業自体は完了していなくても、各年度で交付額の精算をすることになるのでしょうか。	概算払という取り扱いではなく、補助金の申請・交付は年度ごとに行います。そのため、1年目に事業自体が完了していない場合や、1年目の途中で概算払請求をいただいた場合も、その年度末に精算書（第9号様式）を御提出いただき、その年度の交付確定額を市から交付することとなります。
71	5 精算	複数年度にわたる事業について、予算時点では総額1,000万円以上のつもりでしたが、実際には1,000万円を下回った場合、なんらかのペナルティはありますか。	予算総額時点での金額を基準としますので、決算時に1,000万円を下回っていてもペナルティは発生しません。しかし、複数年度事業とするために予算を相応以上に大きく見せていたなど、申請に虚偽その他不正があったことが判明した場合には、交付決定を取り消す可能性がございます。その場合、1年目に交付した補助金がある場合は返還いただく可能性があります。
72	5 精算	補助金が余ったらどうしたらいいですか？	余剰分の支払はできません。【通常支援型「一般助成枠」】で概算払をしている場合は、交付額確定通知後に精算書（第9号様式）にて、必要事項を御記入のうえ、過払い分を返還していただきます。
73	5 精算	チケット収入やグッズ売上等で利益を得た場合、補助金は減額されますか？	チケット収入やグッズ売上等で利益を得ていただくのは問題ありません。ただし、実績報告時の収支決算書で収入が支出を上回っている場合は、差額分の補助金を減額します。

事業認定型No	分類	質問	回答
74	6 報告	実績報告の書類の提出で、所定の様式はありますか。	【事業認定型】については、以下から申請書をダウンロードしてください。 https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000302034.html
75	6 報告	複数年度にわたる事業の申請について、年度ごとの実績報告が必要とのことですが、初年度は寄付金集めなどの準備のみでほとんど経費支出がない場合、どのような報告書を提出すればいいのですか。	1年目の経費支出がない場合は、経費をかけずに実施した準備行為等の内容について、実績報告書を御提出ください。収支決算報告書には、1年目分として本市から交付する予定の補助金額を御記載ください。
76	7 その他	次年度も実施されますか。	当該年度予算の成立を前提として実施する予定です。
77	7 その他	複数年度で申請をするメリットはどんな点ですか。	単年度の申請の場合、その年の事業に必要な額以上の寄付を集めることができたとしても、事業経費以上の補助金を申請・交付することはできません。しかし、継続性のある事業について複数年度での申請をいただいた場合は、1年目に想定を上回る寄付を獲得した場合、2年目以降の対象事業費にも充当が可能です。
78	7 その他	複数年度にわたる事業の申請について、事業の認定を年度ごとに行うということですが、初年度（認定年度）の3月31日から、2年目の事業認定が完了するまでの間、認定が途切れるということでしょうか。Kyoto Art Donationへの掲載はなくなり、寄付受納ができない状態となるのでしょうか。	2年目以降について4月1日付で事業認定できるよう、申請手続きを1年目の3月中に行っていただきます。1年目と2年目の認定は途切れず、Kyoto Art Donationへの掲載も年度をまたいで続きます。
79	7 その他	複数年度にわたる事業について、準備に長期間を要し、イベント等の実施は2年目です。1年目は補助金が交付されましたが、2年目に入ってイベントの実施が困難となる事態に見舞われました。この場合、1年目に交付を受けた補助金を返還する必要があるのでしょうか。	原則として事業を中止することはできません。中止せざるを得ない場合、1年目に補助金を交付しているときは、補助金の返還を求めることがあります。ただし、天災や感染症拡大による活動自粛要請など、交付決定通知後の社会的状況によって実現が難しい場合等はこの限りではありませんので、直ちに御相談ください。